

資 料 配 付
筑波研究学園都市記者会 平成20年7月11日

平成20年 7月11日
国 土 交 通 省
国土技術政策総合研究所

平成19年度第3回国土技術政策総合研究所入札 監視委員会定例会議の審議概要について

国土技術政策総合研究所は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年2月9日閣議決定）の趣旨を踏まえ、入札・契約手続の公正の確保と透明性の向上を図る目的で、学識経験者等からなる第三者機関として、「国土技術政策総合研究所入札監視委員会」を、平成14年9月から設置しております。

入札監視委員会においては、国土技術政策総合研究所が発注した工事、建設コンサルタント業務等及び物品・役務のうち、委員会が無作為に抽出したものに、一般競争入札方式、指名競争入札方式、随意契約方式の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は勧告をいただくこととしております。

平成19年度第3回入札監視委員会定例会議が、平成20年3月6日に開催されましたので、その審議の概要をお知らせいたします。

問い合わせ先	
国土交通省 国土技術政策総合研究所	
茨城県つくば市旭1番地	TEL 029-864-2211
総務部調査官	吉澤 義則 (029-864-8913)
総務部契約財産管理官	茅場 隆志 (029-864-0564)
企画部施設課長	両角 和嘉 (029-864-2843)
管理調整部管理課長	久保田秀一 (046-844-5006)

国土技術政策総合研究所第3回入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		平成20年 3月 6日(木) 砂防会館穂高会議室		
委員		池田 駿介 (東京工業大学教授 大学院理工学研究科) 角田 茂 (金沢工業大学 参事) 山本 幸司 (名古屋工業大学大学院教授) 吉田 倬郎 (工学院大学教授 工学部建築学科)		
第1部(定例会議)				
審議対象期間		平成19年10月 1日 ~ 平成20年 1月31日		
抽出案件		総件数 4 件	件 名	
役務	一般競争入札方式	1 件	① 五島列島短波海洋レーダー設置場所踏査・設置・維持管理業務	
建設 コンサル タント 業務等	随意 契約 方式	競争 性有	簡易公募型 プレザ ーガル方式に準ずる方式(試行)	
			3 件	② 大気環境予測技術検討のための気象観測業務
				③ 災害対応業務における防災情報システムの活用に関する調査業務
			④ 貨物流動の分析システムの検討業務	
委員からの意見・質問 それに対する説明・回答		意見・質問	説明・回答	
		別紙1のとおり	別紙1のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容		な し		

第2部 「随意契約の重点監視等」					
審議対象期間		平成19年 7月 1日 ~ 平成20年 1月31日			
1) 国土交通省における随意契約の総点検、見直し結果報告 2) 公募方式及び企画競争の案件のうち、1者応募案件について ①審議事案の抽出結果報告 ②全 体 ③個別事案（抽出事案調書） 3) 契約の適正化に向けた国総研の取り組み ・ 業務における第三者審査（技術提案評価審査会）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省記者発表（平成19年12月26日）の概要報告及び国総研の最終見直し結果報告 ・ 1者案件全件総括表（現行及び見直し後の契約方式） ・ 抽出事案の個別説明 ・ 国総研発注の建設コンサルタント業務のうち、プロポーザル方式における技術提案等に対して、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、「技術提案評価審査会」を立ち上げることにした。 			
抽出案件		総件数 8 件	件 名		
建設 コンサル タント 業務等	随意 契約 方式	競争 性 有	簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式（試行）	1 件	① 建物用途が市街地環境に及ぼす影響の測定調査業務
			参加者の有無を確認する公募方式	7 件	② 平成19年度積算合理化検討業務
					③ 平成19年度統合水資源管理における気候変動への取り組みに関する調査業務
					④ 平成19年度 CALS/EC（CAD データ交換標準）整備検討業務
					⑤ レベル2地震動に対するダム耐震性能照査検討業務
					⑥ エレベーターの安全性能確保のための制御システム等に関する実験業務
					⑦ 空港土木工事積算等システム機能改良業務
					⑧ 間接工事等調査解析業務
委員からの意見・質問 それに対する説明・回答		意見・質問		説明・回答	
		別紙2のとおり		別紙2のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		な し			

意見・質問	説明・回答
<p>第1部（定例会議）</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) 入札・契約手続の運用状況報告 (2) 指名停止等の運用状況報告 (3) その他（国総研の入札・契約手続等）</p> <p>【報告事項についての質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会調書の中に競争性のない随意契約方式として、2件業務名が挙げられているが、この契約方式になった理由は何か。 ・ 指名停止措置の件数については、国土交通省の地方整備局など関係の全ての機関で、同じ件数になっているのか。 <p>【抽出事案審議】</p> <p>『役務・一般競争入札方式』</p> <p>① 五島列島短波海洋レーダー設置場所踏査・設置・維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格要件整理表による実績要件の満たす事業者数はどのくらいあったのか。 ・ あらかじめ、応諾者が1者のみで、他にはいないことを予見していたような説明ぶりであるが、実態としてはどうなのか。 <p>『建設コンサルタント業務・簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式（試行）』</p> <p>② 大気環境予測技術検討のための気象観測業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務発注では、往々にして発注まで時間がかかるという問題があるが、国総研では、発注手続きのフローにある日数は、短縮の余地があり得るか否か、説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1件目は、交通事故統計データ分析等業務を発注するものであるが、相手方である（財）交通事故総合分析センターは、道路交通法において国家公安委員会から指定されている交通事故データを、一元的に集約して管理している唯一の機関であること。また、2件目についても、事故の状況を正確に把握し、防止対策を検討する必要があることから、同センターに特命随契としたものである。 ・ 国総研は、国総研として独自の有資格業者名簿を持っており、各地方整備局は局毎に独自の工事及びコンサルタントの有資格登録を受けていることから、各機関で共通の措置を行う事案もあるが、指名停止の件数については各機関毎に異なっている。 ・ 海洋レーダーは、現在のところ日本全国で約50台位が常時又は必要に応じて設置されており、このうち、半分程度については国土交通省として設置したもので、落札業者が請け負ったことを承知している。しかしながら、残りの台数については、把握が出来ていないこと及び当該製品は一般的な市販品であることから、今回の応募者以外にも参加者がいるものと判断したところである。 ・ 発注にあたり、五島列島という非常に交通の不便な場所で行う業務であることから、実績のある落札業者の他には、応募者がいない可能性があり、随意契約も考えられたが、業務的には、市販のレーダーを設置し観測を行うという、仕様書に従っていれば誰でもできる業務であるため、一般競争を行い競争性を確保したものである。 ・ プロポーザル方式の手続フローに関しては発注内容等により若干日数も違ってくるが、国土交通省は、発注までに要する手続日数として、標準日数を約50日間程度を設定している。しかし、国総研では、参加業者の技術提案書の作成日数を確保した上で、標準型よりできるだけ日数を短くし、約30日間程度で業者の特定ができるよう試行として実施しているところである。

意見・質問	説明・回答
<p>③ 災害対応業務における防災情報システムの活用に関する調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負業者である建設コンサルタント各社に茨城営業所があり、この営業所が入札手続きを行っているが、落札しても技術者のいないこの営業所で発注業務の履行が可能なのか。 ・ 乱立する情報システムを、災害時の業務体系に併せて統合するとの説明があったが、乱立する情報を、国ではどのように統合していく考え方なのか。 ・ コンサルタント業者は、業務を受けるにあたって、本社が一元的に対応している業者もあれば、中には営業所等单位で対応している業者もあるが、国総研としては、どちらが好ましいと考えているのか。 <p>④ 貨物流動の分析システムの検討業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注業務のタイトル名について、自動車貨物以外の貨物も対象となっているように認識されるので、業務の中身が正確に伝わるような表現にして頂きたい。 ・ 発注条件、成果のイメージ等について、補足説明を願いたい。 ・ 簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式（試行）の評価基準に関して、発注案件毎に評価項目、評価点が異なっているので、説明を願いたい。 <p>【総括】 今回の「定例会議」の審議案件については、特に指摘すべき不適切な点、改善すべき点があったとは、認められない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札及び契約手続などの事務手続については、本社等から権限を委任された最寄りの各営業所等で行っているが、業務を担当して頂く管理技術者、担当技術者は会社として専任されてくるもので、各営業所等单位の履行を求めているものではない。 ・ 地震、台風などの気象情報による通行規制、警戒注意報などの多様な情報が個別に存在しており、災害情報システムを構築するためには、この中から必要な情報を選別し、業務体系に併せて統合化を図っていきたい。また、電子地図上に表示して、異次元的な情報に基づいて、適切に防災業務を実施できるようなことが考えられる。 ・ 国総研が発注する建設コンサルタント業務に関しては、保守管理のような緊急時の対応を求めているのではないので、発注業務の適切な履行が確保されれば、本社又は営業所等での対応の違いは問わない。 ・ 今後の発注にあたって、業務内容が明確になるようにタイトルのネーミングには、十分な配慮を行っていきたい。 ・ 貨物流動に関する道路整備の効果を把握するために、発注にあたって詳細な業務内容を記した特記仕様書（案）を添付し、道路関係の建設コンサルタント業者ならば、十分に理解が出来るようになっている。また、貨物の流動に関して、物流の現況や課題の調査、都市間物流システムのニーズの把握、需要の推計など全国の貨物流動を推計するシステム構築に資するため、必要な調査・検討を行うものである。 ・ 技術提案を評価をするにあたっては、標準的な評価基準を定めているが、発注案件毎の内容に即して、必要と判断される評価項目は重点的に点数の配分が可能となるような仕組みとなっている。これらの評価項目は、技術提案書を特定するために、発注者がどの項目に重点を置いているのかを、公示の段階から明示し、参加業者もそれらを十分考慮した上で、提案書を作成しているものである。

意見・質問	説明・回答
<p>第2部「随意契約の重点監視等</p> <p>(1) 国交省における随意契約の総点検、見直し結果報告</p> <p>(2) 1者応募案件についての応募要件の整理見直し結果等</p> <p>(3) 契約の適正化に向けた国総研の取組</p> <p>① 建物用途が市街地環境に及ぼす影響の測定調査業務</p> <p>② 平成19年度積算合理化検討業務</p> <p>③ 平成19年度統合水資源管理における気候変動への取り組みに関する調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見直し後で、技術力に関する要件が併せて2つあるがAND（及び）で括るのか。OR（又は）なのか。明記して頂きたい。また、この要件については、具体的にはどのようにチェックをするのか。 <p>④ 平成19年度 CALS/EC（CAD データ交換標準）整備検討業務</p> <p>⑤ レベル2地震動に対するダム耐震性能照査検討業務</p> <p>⑥ エレベーターの安全性能確保のための制御システム等に関する実験業務</p> <p>⑦ 空港土木工事積算等システム機能改良業務</p> <p>⑧ 間接工事等調査解析業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この案件では、他の業務と違い配置予定技術者に技術士等の資格を、なぜ問わないのか。 <p>【共通審議事項 ①～⑧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術力に関する要件、業務実績などOR（又は）で構成されるような条件はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術力に関する要件を2件とも満たしていることを条件としており、AND（及び）として整理している。発注手続に係る説明書等には、その条件が分かるように明示している。また、これらの確認方法としては、施策の内容や収集能力があるということを、参加者各々から、一枚程度のレポートを提出頂き、内容等の審査・確認を行うこととしている。 ・ 今回の発注にあたっては、経済的な動向や幅広い専門性を有していることが確認できれば、配置予定者に技術士等の資格は失格としての要件としないものとして整理をしたものである。ただし、資格取得者であれば、評価点数で優位に扱うことになる。 ・ 個別案件毎に整理し、説明書等で分かるように明示している。実績要件の同種業務又は類似業務については、OR（又は）で整理している。

意見・質問	説明・回答
<p>「契約の適正化に向けた国総研の取組」報告 (業務における技術提案評価審査会について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者が評価を行うのは、ある意味で対外的には説明がしやすいと思うが、日程調整や審査に時間が必要である。公平性や中立性などの審査ばかりが重視され傾向であるが、本来、調査、研究に関しては、ある程度の時間が必要とされるので、中身がおろそかにならないように配慮をお願いしたい。 ・ 入札監視委員会の委員が1名でも、技術提案評価審査会に出席した方がよいのではないか。 ・ ここ数年、入札監視委員会での報告・審議の経緯を見ていると、国総研の契約手続についても、随分改善が図られてきたと認識をしている。中立性、公平性を追求する余り、第三者委員会に意見を求めるといことは、良い面もあるが、安易に厳しい評価等を受け、後々、担当研究者が苦勞されるという弊害も気になるところである。 やはり中身を一番熟知しているのは、国総研の担当研究者であると考えてるので、対外的には、内部で相当工夫しながらいろいろな手続を行っているという実態を、さらに一層オープンにすることが、望ましいと思っている。 <p>【総括】</p> <p>今回の「随意契約の重点監視等」審議案件に関して、評価の平仄、資料の明示の仕方など細かい部分について工夫して頂きたい。 全体の案件に対しては、特段、不適切な点及び改善すべき点はなかったと判断する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約手続に時間がかかったり、研究者に負担がかからないよう、個別評価審査では機動的に運営できるように2名ぐらいの委員に審査を依頼しており、また、委員会の審議方針、位置づけ等を示す全体の技術提案評価委員会は、年1～2回程度の開催を予定している。 ・ 入札監視委員会は、国総研が実施している各種契約手続の結果について、事後に報告し、参加資格の設定理由及び経緯等について、中立かつ公正な立場でご審議を頂き、意見の具申及び勧告を行うものである。 一方、技術提案評価審査会は、国総研が発注手続を行う準備段階等で、①業務のプロポーザル方式の実施方針 ②複数の業務に共通する評価方法に関して、適切性を中立かつ公正な立場で、客観的に審議を行うものである。 このように、技術提案評価審査会は業務発注の入り口での審査であり、入札監視委員会には、入札全体を見渡し公平性や透明性の観点、評価審査会の実施方法や実施のタイミング等について審議して頂く方が負担がないものと考えている。当然、技術提案評価審査会の審議結果についての情報は、入札監視委員会にもできるだけ提供していきたいと考えている。 ・ 本日の各委員のご意見を踏まえて、第三者委員会の方々といろいろな意見を交換をしながら、事務手続の煩雑さ等の弊害が起きないように、注意しながら進めていきたい。